

今月のテーマ

ハンセン病特別法廷 —最高裁が謝罪

2016年4月25日に最高裁判所がハンセン病患者の特別法廷の調査報告書を出しました。そこでは、最高裁が差別に加担、助長していた事実を認め、謝罪が示されました。

ハンセン病の隔離政策は、違憲だったとして政府と国会は責任を認め謝罪しています。(※)

しかし、これまで司法の責任は明らかになってきませんでした。そこで問われたのが、ハンセン病患者で犯罪に関わった疑いで起訴された人が、非公開の特別法廷で裁かれた特別法廷の問題です。

元患者らでつくる「全国ハンセン病療養所入所者協議会」など3団体の要請を受けて、その実態を調査するために2014年5月に

最高裁は調査委員会を設置し、元患者からの聞き取りや裁判記録をもとに調査が進められてきました。今回、その報告書が公開されました。

■元患者団体が求めたこと

裁判所法69条1項で、「法廷は、裁判所又は支部でこれを開く。」と規定しており、同条2項では「最高裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所で下級裁判所に法廷を開かせることができる。」と規定しています。

元患者団体は、特別法廷の問題について最高裁に以下のような要請をしました。1) 裁判所法69条第2項にもとづいてハンセン病患

者には例外なく、特別法廷が開かれてきたこと、2) 開かれた場所は隔離施設のハンセン病療養所内などであり、こうした場所での開廷は裁判の公開を定める憲法37条、82条1項に違反すること、3) 内閣、国会はハンセン病隔離政策の責任を認め、謝罪したにもかかわらず、最高裁は、依然として自己の責任について検証も責任の所在に関する意思表示もしていないこと、4) 特別法廷について速やかに事実の検証を行い、その正当性を検討し、成果を公表すること。

■特別法廷の実態

公開された報告書では、最高裁に特別法廷を求めた上申は、1948年から1990年までの間で180件あり、うち113件が認可されました(認可率63%)。

これらの上申のうち、ハンセン病を理由としたものは、1948年から1972年の間で96件あり、そのうち95件が認可、1件が撤回で、不指定とした事例はなかったといえます(認可率99%)。ハンセン病以外の病気及び老衰を理由とするものは、1948年から1990年までに61件あり、うち9件が認可、27件が不指定、25

とは盛り込まれませんでした。

■元患者から批判が

この「違法ではあるけれども、違憲ではない」とした結果を受け、元患者団体は「憲法に違反することを正面から認めなかったことは、過去のわが国のハンセン病隔離政策の実情を全く理解していないもの」と批判し、到底受け入れられないとの声が出ています。

多磨全生園で生活する元患者の山内きみ江さんは、特別法廷の報道に触れ、「平等に扱ってほしい」と語ります。

特別法廷では、裁判官・検察官・弁護士も完全防備の服を着て、帽子にマスク、長靴などを着用しており、証拠物を火ばさみで掴んでいたとのこと。そうした実態について、「平等でなく、人間的に扱われていないことの現れ」と山内さんは言います。

山内さん自身、療養所の生活で、医師や看護師が患者区域に入るときに、長靴を履いて、分厚いマスクをしていたこと、区域から出ると、お風呂に入って、消毒して私服に着替えていた、という姿を見ています。それに対し、「それほど怖かったか」というと、私た

※差別にさらされたハンセン病患者
ハンセン病は、らい菌による感染症で、皮膚や末梢神経が侵される病気で、治療薬のなかった時代は、病状が進行すると手足に変形を起すことがありました。らい菌は感染力が非常に弱く、たとえ感染したとしても十分な栄養がとれ、衛生的な生活であればほとんど発病することはありません。治療薬が開発された現在では、治療を受ければ確実に治る病気です。

しかし、ハンセン病患者は、昔からその変形した症状によって差別を受けてきました。日本では「らい予防法」によって、患者をハンセン病療養所に強制隔離する政策をとってきました。そのことによって、ハンセン病患者は、偏見や差別を受け、多くの苦難に見舞われてきました。

らい予防法が1996年に廃止され、2001年には国の隔離政策を違憲として賠償を命じる判決が確定しました。

ちを診ていた医師や看護師、介護者にハンセン病になった人はいないし、長く一緒に過ごしていた家族にも感染していなかった」と事実を示し、「そうした偏見が隔離政策につながって、他には感染しないという証拠がありません、隔離を続けた」と隔離政策の過ちを指摘します。

特別法廷に現される差別と偏見。「もっと早くハンセン病問題が解決していたら、元患者も社会復帰したり、家族のもとに帰ることができたんじゃないか。人間である以上、自由に生きたいという思いがある。どんな偉い人であろうと、金持ちであろうと、私のような病弱なものであろうと、命のある限り平等であるべき」と訴える山内さん。

ハンセン病患者たちが受けてきた苦難は、国の政策によって引き起こされてきました。その一翼を担ってきた司法の責任も重大です。元患者らの声に真摯に向き合い、深く反省することはもちろん、自らの責任についてより明確にすることが求められています。

黒川真友

『みんなのねがい』編集部



▶特別法廷について報じる各紙